

# Numazu Fresh News

## 河川愛護モニター委嘱式

発信日: 2015/6/29

発信者: 沼津河川国道事務所

河川愛護モニター制度は、流域の都市化に伴い、河川と地域住民との関係が以前より緊密化し、河川への関心が高まってきたことから、沿川住民から河川に関する情報収集や意見聴取をし、河川の監視体制の強化、河川愛護の普及・啓発を目的として、昭和50年に制度化されました。

委嘱期間は7月1日からの1年間で、狩野川では毎年4名の方に委嘱しています。



事務所長から1名ずつ委嘱状を授与



記念撮影♪(中央4名がモニターさん)



委嘱式後に「モニター業務説明会」を開催



災害対策車両についての説明

モニター業務打合せでは、モニターのみなさんから「河川利用についての情報をいただきたい」という要望や「河川工事の予定」についてなど活発な質疑を行いました。今後の活躍が期待されます。どうぞ1年間よろしくお願いします。

記事の詳細については河川担当副所長(TEL:055-934-2001)にお問い合わせ下さい。